
株式累積投資及び株式ミニ投資における上場廃止銘柄の買取りの取扱いについて
- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

日証協 平 15.7.4

本協会は、株式累積投資制度及び株式ミニ投資制度において、当該制度を通じて投資している銘柄が上場廃止及び登録取消し等の一定の事由に該当することとなった場合に顧客からの売却注文の有無にかかわらず会員が相手方になって処分・換金を行い顧客に精算代金を支払う取扱いを行うことに関し、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、7月4日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知（日証協(市工)15第39号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

< 会員からの照会内容 >

顧客が株式累積投資制度及び株式ミニ投資制度（以下「当該制度」という）を通じて投資している銘柄について、上場廃止及び登録取消し等の一定の事由に該当することとなった場合、当該銘柄は当該制度の「選定銘柄」から除外され、当該制度を通じての取引が終了することとなるが、顧客の持分（単位未満のものに限る。）あるいは単位未満株（以下、「単位未満株等」という）について、取引の最終日までに処分ができなかった場合であっても、顧客からの売却注文の有無にかかわらず、すみやかに当社が相手方になって処分・換金を行ったうえで、顧客に精算代金を支払うこととしたい。なお、当社においては、この取扱いを行うに際しては、「株式累積投資約款」及び「株式ミニ投資約款」において、「選定銘柄」が上場廃止又は登録取消しとなった場合には強制的に当該銘柄の単位未満株等が売却される旨を定めることとしている。

このような取扱いを行うに際し、以下の3点について特段の問題はないと解して良いか。

上場廃止後、当該銘柄は非公開の店頭有価証券となるが、投資勧誘は行っていないので、当該制度に基づいて取引を行うことについて特段の問題はないと解して良いか。（関係規則 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（公正慣習規則第9号）第8条の2、店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則（公正慣習規則第2号）第3条）

選定銘柄から除外されたにもかかわらず、顧客が当該単位未満株等を売却しないケース、例えば、上場廃止又は登録取消しの決定以降、取引最終日まで顧客と連絡がつかず、売却注文を受けられないケースの場合、顧客から個別に単位未満株等の売

却注文を受けていないにもかかわらず、当社において当該単元未満株を強制売却（当社が強制買取り）したとしても、顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うこと（いわゆる「無断売買」）に該当しないと解して良いか。（関係法令 規則 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 1 号、証券従業員に関する規則（公正慣習規則第 8 号）第 9 条第 3 項第 4 号）取引最終日に売却できず、強制売却を行う際の売却単価については、当該選定銘柄が取引所上場株式の場合にあっては取引最終日における終値若しくは売買高加重平均価格とし、また、店頭登録銘柄にあっては取引最終日の JASDAQ 売買システムにおける最終の約定価格とし（ただし、店頭登録銘柄のうち、マーケットメイク銘柄にあっては取引最終日の JASDAQ 売買システム稼働終了時刻における最も高い買い気配値を売却価格とする。）また、取引最終日に取引が成立しなかった場合には、取引最終日の最終の買い気配（最終日に買い気配がない場合は直前の終値）とするものと解して良いか。

照会事項に関する当社の考え方及び照会理由

当該制度において、顧客の投資する銘柄が上場廃止等の理由により「選定銘柄」から除外された場合、その後、顧客の保有する持分あるいは単元未満株については、当該制度を通じて処分することができなくなる。また、当該制度において単元未満株等については、引き出しあるいは口座移管もできないために、顧客が投資資金を回収することが極めて困難となる。

一方、取扱い証券会社においては、選定銘柄から除外した後においても、当該単元未満株等を顧客の保有分として保管し続けなければならないとすると、手作業での管理が必要となるなどコスト面も含めて大きな負担となり得る。

そのため、選定銘柄から除外された場合、取引最終日までに売却ができなかった単元未満株等については、速やかにこれを処分・換金し、顧客に精算代金を返金することとしたい。

これについては、いくつか検討すべき点があると思われるが、それぞれについては以下の通りと考える。

当社が店頭取扱有価証券以外の店頭有価証券を取引することについては、投資勧誘を行っていないこと、本取引はたとえ少額であっても顧客に精算後の金銭を返金し顧客の資産を保全することにその目的があること、顧客が所有するのは単元未満の持分、単元未満の株式であり、これを証券会社が買い取ったとしてもその後には流通するものではないことから、有価証券の取引の公正性に照らして特段の問題はないといえる。

顧客と連絡がつかない場合に証券会社が強制的に買い取ることについては、顧客にとって当社が相手方になる他に処分・換金方法がなく、顧客資産の保全の要請からやむを得ないと

いえることから、当該買取価格が適正であれば、買い取りを行ったとしても公益に反するおそれ、あるいは投資者の保護に支障を生じるおそれはない。さらに、連絡がつかない場合に証券会社が強制的に買い取ること及び買取価格の決定方法についてあらかじめ約款により契約しておけば、特段の問題はないといえる。

買取価格については、価格の透明性・適正性の観点から判断すべきであり、特に恣意性が介入しない決定が求められる。また、取引最終日に取引が成立しなかった場合であっても、適正な価格で取引を行う必要がある。照会事項に示された価格の決定方法は上場廃止又は登録取消し時点での市場価格に基づくもので恣意性はなく、必要な要件を満たしていると考えられることから、この方法を採用することに特段の問題はないといえる。

以上のことから、照会事項の ～ については特段の問題はないと考える。

< 回答 >

貴見のとおりで差し支えありません。

以 上